

## (公財)品川文化振興事業団ホームページ広告掲載取扱要綱

平成 22 年 10 月 20 日決定

平成 22 年 12 月 10 日改正

### (趣旨)

第1条 この要綱は、(公財)品川文化振興事業団（以下「財団」という。）が管理するホームページにバナー広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の基準)

第2条 バナー広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 財団のホームページの公共性および品位を損なうおそれがあるもの。
- (2) 風俗営業取締法（昭和 23 年法律第 122 号）第 1 条に掲げる営業に該当するもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告または個人的宣伝に係わるもの。
- (4) 公序良俗に反するもの。
- (5) その他、理事長がホームページに掲載する広告として適当でないと認められるもの。

### (広告掲載の位置)

第3条 広告の掲載は、財団ホームページのトップページとし、その位置は財団が指定する。

### (広告の規格および掲載料)

第4条 広告の規格および掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 規格（1 枠あたり）  
天地 46 ピクセル(固定)、左右 115 ピクセル(固定)、  
ファイルサイズ 4 キロバイト以内、  
ファイル形式 GIF 形式（アニメーション GIF 不可）
- (2) 掲載料 1 枠につき、月額 5,000 円

### (広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、3ヶ月・6ヶ月・9ヶ月および12ヶ月の4種類の区分とする。

2 広告掲載期間中、財団の都合によりホームページを閉鎖した時は、その時間に応じ、次のとおり掲載期間を延長することができる。

- |                   |    |
|-------------------|----|
| (1) 1時間以上24時間以内   | 1日 |
| (2) 24時間を超え48時間以内 | 2日 |

(3) 48時間を超え72時間以内 3日

(4) 72時間を超えたとき 閉鎖した日数+1日

(広告の掲載申込み)

第6条 ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「掲載申込者」という。）は、広告掲載申込書（別記 第1号様式）を理事長へ提出しなければならない。

(広告の掲載決定等)

第7条 理事長は、前条の規定に基づき、申込みがあったときは、速やかに審査のうえ広告掲載の可否を決定する。この場合において、広告の申込みが当該広告掲載件数を超えた時は、抽選とする。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の決定をしたときは広告掲載決定通知書（別記第2号様式）により、掲載できないと決定したときは通知書（別記第3号様式）により掲載申込者に通知するものとする。

3 前項の規定に基づく掲載決定の通知を受けた掲載申込者（以下「広告主」という。）は、財団の指定する方法により広告原稿を作成し、財団が指定した期日までに提出するものとし、その作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の支払いについて)

第8条 広告掲載申込者は、広告掲載決定通知書に記載された期日までに、速やかに振り込むものとする。

2 振込み手数料は、広告掲載申込者が負担するものとする。

第9条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責によらない理由により掲載することができなかつたときまたは第10条の規定に基づき掲載の決定を取り消したときは、その一部または全部を還付することができる。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 理事長は、次の各号の一に該当するときは、掲載の決定を取り消すことができる。

(1) ホームページの更新に支障があるとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) その他、理事長が特に必要があると認めたとき。

(委任)

第12条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理課長が定める。

付則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成22年12月13日から施行する。